

# 会津高田都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

〔会津高田都市計画区域マスタープラン〕



伊佐須美神社

福 島 県

# 目 次

<b>1 . 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1) 対象区域.....	1
2) 目標年次.....	1
<b>2 . 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1) 都市の現状と課題.....	2
2) 都市づくりの理念.....	6
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	9
4) 保全すべき環境や風土の特性.....	9
<b>3 . 区域区分決定の有無</b> .....	<b>11</b>
1) 区域区分の有無とその理由.....	11
<b>4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>12</b>
1) 主要用途の配置方針.....	12
2) 土地利用の方針.....	13
<b>5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>15</b>
1) 交通施設.....	15
2) 下水道および河川.....	16
<b>6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>17</b>
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	17
<b>7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>18</b>
1) 基本方針.....	18
2) 主要な公園緑地の配置方針.....	18
3) 実現のための具体の都市計画制度方針.....	19

## 1. 基本的事項

### 1) 対象区域

本区域は、大沼郡会津高田町の行政区域の一部により構成される約1,140haである。

区分	市町村	範囲	規模
会津高田都市計画区域	大沼郡会津高田町	行政区域の一部	約1,140ha
合計	1町		約1,140ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### 広域的視点から見た現状と課題

本区域は、会津盆地の南西部に位置し、地勢は平坦地で、北東に磐梯山、南西に博士山、明神ヶ岳の山々を望み、三引山に端を発する一級河川宮川が南北に貫流している。

気候は内陸盆地特有の複雑な様相を呈しており、冬季は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多い。夏季は太平洋側に近い気候を示すが、春秋にはこれに内陸型の気候条件が加わり、日中と夜間の気温差が激しくなるなど、厳しい気候となっている。しかし、この気候と恵まれた水が、会津盆地を県内有数の稲作地帯としている。

越後と下野を結ぶ宿駅として栄え、郡役所が現在の会津坂下町に移る以前は、ここが郡政の中核であった。そのため、古くから近隣農山村の商業中心地としての役割を担っていた。

本区域にある伊佐須美神社は、大毘命（オオヒコノミコト）と建沼河別命（タケヌナカワワケノミコト）が相会ったため相津（会津）という地名が起こったという伝承を持つ2柱を祀っており、奥州二之宮、岩代国一之宮会津総鎮守として信仰を集めている。また、徳川幕府草創期に活躍した天海僧正が修行した竜興寺を始めとする数々の寺院があり、会津仏教を知る上での歴史・文化遺産が数多く存在する。

このような地勢・歴史をもつ本区域は、会津地域生活圏の生活中心拠点として、

- 「自然環境、歴史的資源などの保全・活用」
- 「ネットワーク形成による周遊型観光機能の確立」
- 「地域活力を高めるための農業基盤の整備」
- 「都市機能の分担整備による圏域全体での活力維持」
- 「他都市との交流による活力の創造と交流軸の整備」

の会津地域生活圏5つの課題を解決するため、他都市との連携のもと、商業、住居、交流など生活に関連した機能の充実を図ることが求められている。

併せて、会津若松市に近接する利便性の高さから、近年は会津若松市を従業地とする就業者が増加しており、結びつきが強くなっている。このため、会津地方生活圏域の中心都市である会津若松市と都市機能を分担し、生活利便施設等の日常生活基盤を整備することにより、安全で快適な居住環境の形成を図ることが必要となっている。

本区域には、市街地を取り囲む農地や一級河川宮川などの豊かな自然環境、伊佐須美神社などの歴史的遺産が多く存在しており、また、「お田植え祭り」などの伝統文化も数多く現在に受け継がれている。これらの保全と観光資源としてのさらなる活用の検討が急務である。

このようなことから、本区域は、隣接する会津若松市との連携を図りながら、生活中心拠点として、商業、業務、教育、医療、福祉等の日常生活機能の充実を図るとともに、伊佐須美神社などの歴史的資源を活かした他地域との交流人口の拡大、安全で快適な居住環境の形成を図ることが求められている。

## 土地利用に関する現状と課題

本区域は、ＪＲ只見線会津高田駅から一般国道401号沿いに形成されている市街地及びこれを取り巻く農地で構成されている。本区域の中央部には一級河川宮川が流れ、市街地はその左岸に発達している。市街地には町役場のほか、銀行、商業施設、公民館、病院などが立地し、本区域を構成する会津高田町の中心地区となっている。

一般国道401号沿道は、旧宿場町の街並みを残した商業地、その商業地を取り囲むように住宅地が形成されている。また、本区域北東部の一級河川宮川及び藤川に挟まれた地区には会津高田工業団地があり、工業系の拠点となっている。

市街地中心部の商業地では、モータリゼーションの進展等による商業を取り巻く環境の変化等を背景に、休廃業の商店や空閑地が見られるなど空洞化が進行している。本区域の中心市街地は、会津地域生活圏の生活中心拠点として相応しい機能充実を図っていくことが必要であり、また、市街地内に点在する社寺等を活かした市街地の形成が急務である。

都市計画区域内人口は減少傾向にあるものの世帯数は増加傾向にあり、いまだ用途地域外での住宅立地も見られる。

市街地周辺の農地は農業を支える基盤であるとともに、会津盆地の原風景でもあるため、今後も都市との適正な調和のもと保全を図ることが求められている。

会津高田工業団地においては、工場の立地を促進し健全な工業系市街地の形成を図る必要がある。

## 都市施設に関する現状と課題

本区域の鉄道交通は、ＪＲ只見線が通っており、また道路としては一般国道401号、(主)会津坂下会津高田線等が通っている。

鉄道交通は、モータリゼーションの進展と道路網の拡充により以前よりその役割低下は否めないが、通勤、通学をはじめとする市民生活や経済活動を支える公共交通機関として重要な役割を担っている。今後もその機能維持に努めるとともに、駅は他の交通機関へ転換する重要な交通結節点であることから、さらなる利便性の向上にも努める必要がある。

道路としては、本区域の骨格となっている一般国道401号により会津若松市や昭和村と連絡しており、(主)会津坂下会津高田線により新鶴村を経て会津坂下町、(主)会津高田柳津線により柳津町など会津地域生活圏西部の町村、(主)会津高田上三寄線により会津本郷町を経て一般国道118号と連絡している。

平成9年に磐越自動車道が全面開通したことにより、福島県の中通り地方、浜通り地方や新潟県方面へのアクセスが飛躍的に向上した。

広域高速交通網の整備や観光の広域化を踏まえ、本区域の道路網は、一般国道401号を主軸として、本区域から放射状に伸びる道路網の充実強化により、市街地の利便性の向上や他都市との連携強化を図る必要がある。

併せて、道路の構造については、積雪地帯といった自然的条件を考慮した雪に強い道路が望まれるとともに、少子高齢化社会を踏まえ、日常生活においても安全で安心できる利便性の高い道路整備が求められている。

河川・下水道については、市街地から速やかな雨水排除を図るため河川・水路等の改修などを進めるとともに、一級河川宮川等の公共用水域の水質保全と公衆衛生や生活様式の改善など生活環境の向上を図る必要がある。

本区域は冬季の降雪量が多い地域であることを鑑み、道路や下水道施設等の都市施設の整備にあたっては雪に強い構造に配慮することも重要である。

なお、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、都市施設の整備に努める。

### 市街地開発事業に関する現状と課題

本区域は、都市基盤施設である道路、下水道および公園などの諸施設の整備が立ち遅れている状況にある。

交通網の整備を含め良好な市街地を計画的に形成するため、一団の未利用地が存在する地区や、都市基盤施設の整備を計画的に進める必要がある地区については、土地区画整理事業等の市街地開発事業の実施について検討する必要がある。

### 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、一級河川宮川の清流とともに市街地の周辺には豊かな田園が広がっており、これらを通して、望む磐梯山や博士山などの雄大な眺望は本区域を象徴づける代表的な景観である。また、伊佐須美神社の森は、市街地内のまとまった緑であるばかりでなく、京都下賀茂神社の「糺の森(ただすのもり)」に匹敵する静けさと落ち着きを有した荘厳な緑である。

併せて、宿場町としての歴史を有する一般国道401号沿いは、商家のたたずまいを残した街並みとなっており、「会津高田町」の歴史を感じさせる景観である。

伊佐須美神社の「お田植え祭り」、高橋の「虫送り」など伝承されている祭り・行事には、本区域の自然環境と密接に結びついた関わりの深いものがある。

こうしたことを踏まえ、必要に応じて建築物の高さに配慮するなど、良好な街並み景観や豊かな自然景観を保全する必要がある。また、農地は、郷土を代表する会津盆地の原風景であると同時に適切な農業活動が行われることにより、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能が発揮されるものであり、今後も、都市的土地利用との健全な調和を図りながら農地の保全に努める必要がある。

地域住民の憩いの場として、宮川いこいの河畔緑地公園が利用されているが、市街地内においては、屋敷林など身近な緑が失われつつあり、これらを踏まえて、市街地内のまとまった緑については身近な公園緑地等として保全するなど、市街地内の緑の創出を図る必要がある。



宮川と磐梯山



田園風景

## 2) 都市づくりの理念

### 基本理念

# 『歴史・文化を未来に結ぶ、快適で住みよい田園都市づくり』

長い歴史によって培われた歴史・伝統文化の未来への継承

商業・業務・医療・福祉・教育施設の充実による生活しやすい住環境づくり

伊佐須美神社や会津薬師寺、法用寺などの歴史的文化的遺産に培われたふるさとの良さと、「会津文化発祥の地」といわれる「誇り」のもてるまちづくり

本区域の貴重な財産である自然・歴史・文化を活かした他都市との交流を基調とした観光の振興



お田植祭り

### 大規模な地形の形質変更に対する考え方

豊かな自然環境や多くの歴史的遺産など、会津高田町を育んできた地域構造は、今後も定住できるまちづくりを進めるうえで基本となるものである。

このため、新しい産業立地、住宅開発や観光開発など、大規模な地形の形質変更の伴う開発については、豊かな自然や田園景観、農地との調和に十分に配慮し、秩序ある土地利用を推進するとともに生態系の保全、防災面に配慮した整備を行う。

### 隣接市町村との空間的結びつきの考え方

会津地域生活圏の中心都市である会津若松市に集積する都市機能を楽しむため、会津若松市と連絡する交通網の充実強化を図り、会津盆地の時間的な距離の縮小に努める。

### 自然環境の保全に対する価値観

本区域は、一級河川宮川の清流とともに市街地の周辺にひろがる農地、荘厳な伊佐須美神社の森など、豊かな自然環境が地域を特徴づける重要な要素となっている。

これらの自然環境は、水源のかん養や土砂流出防止保全上等の機能をはじめ、野生生物の生息環境の確保、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、潤いある都市景観の形成など多様な機能を有している。

このような自然環境を、後世へ継承すべき住民共有の財産として大切に守り育てる必要がある。

### 人口配置の考え方

本区域の世帯数は核家族化の進展等により増加傾向にあるが人口は減少傾向を示しており、今後この傾向が続くものと予測される。既成市街地では世代を継承した人口定着が遅れたため年代構成に偏りが現れており、中心市街地では居住人口の減少による空洞化や高齢化の問題も生じている。

従って、本区域においては、既成市街地における低未利用地を活用し、住宅市街地の改善を促進しながら、今後も既成市街地に人口を配置することとし、快適な居住環境や都市機能の充実を図っていく。

### 市街地の適正規模に関する考え方

近年、本区域の人口は減少傾向が見られ、住居系用途地域や商業系・工業系用途地域においても土地需要を十分充足するものと予測される。

このため、現在の用途地域内に市街地を配置するものとし、今後も適正に市街地への人口集積を図っていく。

また、市街地の適正規模については、市街地周辺を豊かに取り巻く農地や市街地内の緑を保全するとともに、郊外への市街地拡大の抑制を図り、既存の社会資本を活かした効率的な「まち」の実現を目指すことを基本とする。

### **農地・農業に関する考え方**

本区域の基幹産業である農業を支える基盤として、農地は原則として今後も保全を図り、無秩序な都市的土地利用への転換は行わないものとする。

農村では、農業生産活動が適切に行われることにより、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、文化の伝承等の多面的機能が発揮されている。また、水田等の農地のほか二次林である雑木林・屋敷林、用水路、ため池といった多様な環境とそこに生息する動植物など、田園における良好で豊かな自然環境が形成されている。

農村での農業活動の中で培われてきた文化の伝承や良好な田園景観などは、本区域の貴重な財産であり観光資源ともなっているため、後継者づくりとともに、農地・農業の保全を図っていく。

### **土地利用整序の考え方**

市街地内に残存する低未利用地については、秩序ある市街地の形成を図るよう計画的に土地利用整序を図っていくものとする。用途地域外の区域については、良好な環境の形成・保持の観点から特定用途制限地域の導入の検討や地域の実情に応じた容積率、建ぺい率の指定を行うこととする。なお、市街地内の社寺林については、緑地等として保全するための必要な措置を検討する。

### **都市防災（市民のリスク分担）の考え方**

地域住民の生命と財産を守り、安心して住めるまちを形成していくため、河川の整備などにより災害防止に努める。

また、災害時の輸送路・避難路となる地域の幹線道路については、十分な幅員の確保を図るとともに、避難場所として市街地内の公園等オープンスペースの確保を図っていくものとする。

さらに、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した各種情報の管理体制の強化、情報提供ネットワーク等との連携を図るなど、被害の回避、最小化に向けた取り組みを推進する。

### **都市施設の整備・配置に関して基となる考え方**

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

また、「定住できるまち」を基本とし、生活中心拠点としてあるいは観光拠点としての魅力ある都市構造とするため、有機的な交通網の整備や都市機能の整備を図るとともに都市景観の保全を図っていく。

本区域は冬季の降雪量が多い地域であることに鑑み、道路や下水道施設等の整備にあたっては、雪に強い構造に配慮することも重要である。

さらに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもとにユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備に努める。

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

会津地域生活圏の中心都市である会津若松市との近接性を活かした産業基盤や生活基盤の整備を図るとともに、奥州二之宮・岩代国一之宮会津総鎮守として信仰を集めている伊佐須美神社や伝承・伝統に培われた祭り・行事などの歴史的資源を活かした観光の振興を図り、会津地域生活圏における生活中心拠点及び観光交流拠点として位置づける。

### 4) 保全すべき環境や風土の特性

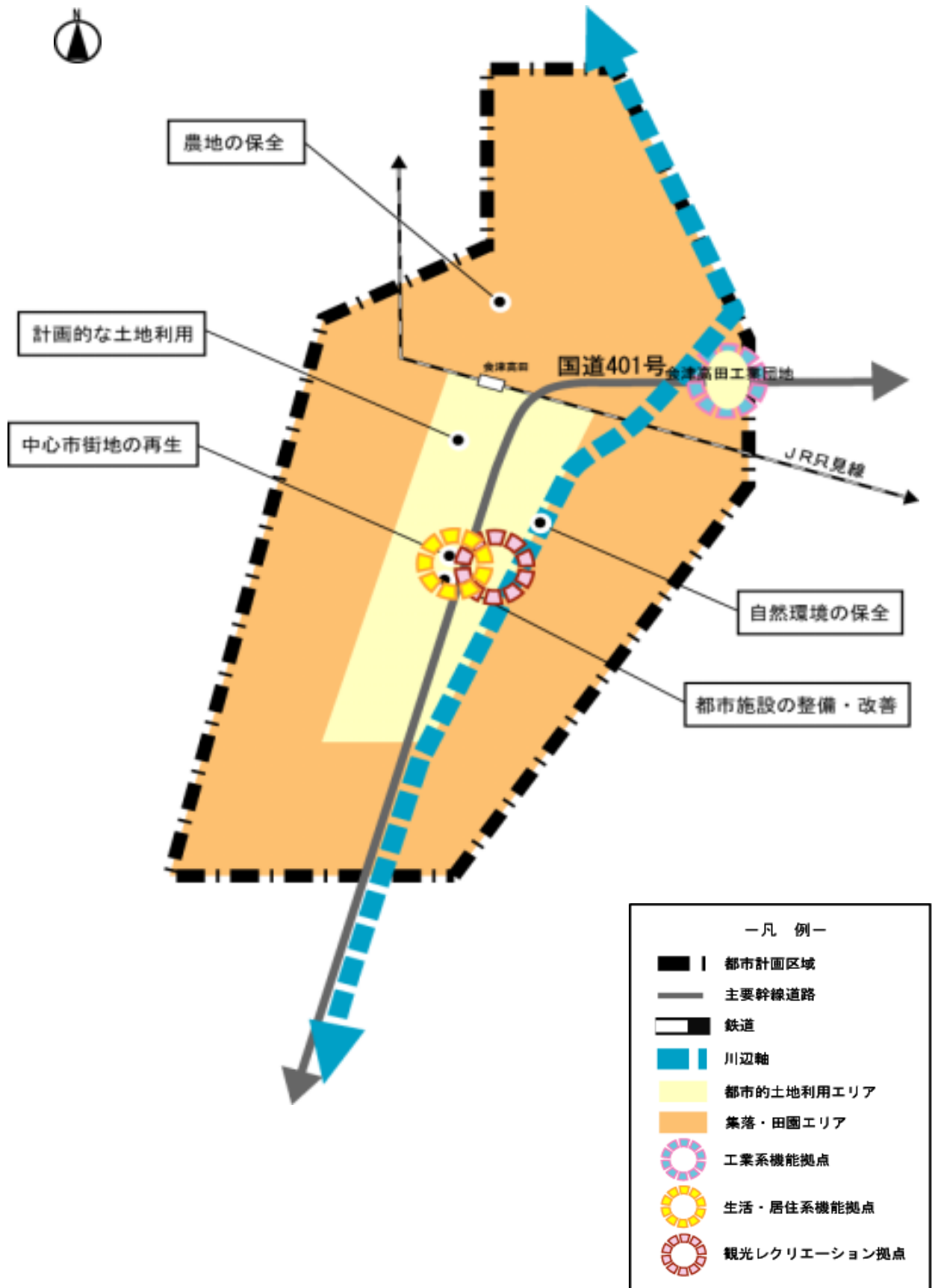
一級河川宮川の水辺の風景、雄大に広がる農地と磐梯山、明神ヶ岳などの山々を遠望する風景など、水と緑と田園の風景は地域の象徴的景観であり、今後ともその保全を図る。

市街地中心部の一般国道401号沿いは、旧商家のたたずまいを残す街並みが今も残り旧宿場町の歴史を感じさせ、会津という地名が起ったという言い伝えを持つ伊佐須美神社をはじめとした多くの歴史的、文化的遺産は、地域の景観を構成する重要な要素となっており、今後も保全を図る必要がある。

また、伊佐須美神社の「お田植え祭り」、町指定重要無形民俗文化財である「高橋の虫送り」などの伝統行事が行われている。これら民俗文化には地域固有の環境や風土が欠かせないことから保存と伝承を図る必要がある。



初夏の田園風景



都市構造図（参考）

### 3 . 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

##### 判断理由

本区域は、市街地とこれを取り巻く農地によって構成されており、市街地は本区域の中心に形成されている。近年は、市街地内の人口は減少傾向が見られ、中心市街地の空洞化なども問題となっており、将来の急激かつ無秩序な市街化は見込まれないと考えられる。また、市街地周辺の農地は、農振農用地区域の指定がなされているなど、適正な土地利用を図っていく上での体制は整っていると判断される。

以上の理由により、会津高田都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

## 4．土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### 商業地

商業地は、用途地域内の一般国道 401 号沿道地区を商業地として位置づけ、商業機能の充実や消費者の利便性を優先した駐車場の整備、個性ある商店街づくりなど商業施設の改善を図り、魅力ある商業地の形成を図る。

#### 工業地

本区域の北東部の一級河川宮川及び藤川に挟まれた会津高田町工業団地地区、及び市街地北部、市街地南部の工業系用途地域に工業地を配置する。

会津高田町工業団地地区は、工業基盤の整備を進め、市街地内の既存工場の移転集約や企業誘致などを図り工業地としての充実を図っていく。

また、工業地の形成にあたっては、居住環境等周辺的生活環境との調和に配慮する。

#### 住宅地

住宅地は、商業地及び工業地との均衡を図りながら、建物用途の純化を図るとともに、都市施設の整備や地区計画、建築協定等により居住環境の改善に努める。

## 2) 土地利用の方針

### 居住環境の改善又は維持に関する方針

街並み景観や多くの文化財などの保全に配慮しつつ、公園・緑地などのオープンスペースの確保、道路や下水道の整備などを行い、快適な居住環境の形成を図るとともに地区計画等の導入についても検討する。

また、居住環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢化社会に対応した整備を行う。

一般国道 401 号沿道の商業地では、商業業務と居住用途との適正な均衡を図り、用途の複合化を進める。

### 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地域に点在する屋敷林や社寺林などの緑地、河川沿いの緑地などについては、今後もその保全を図るとともに、地域の人々の憩いの場としての活用を図る。

### 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の市街地周辺に広がる広大な農地は、会津盆地の原風景ともいえる良好な田園景観を形成しており、これら優良な農地や生産性の高い集団農地については、今後も優良な農地として保全する。

### 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水等により災害の恐れのある低地部については、災害防止の観点から開発の抑制に努める。

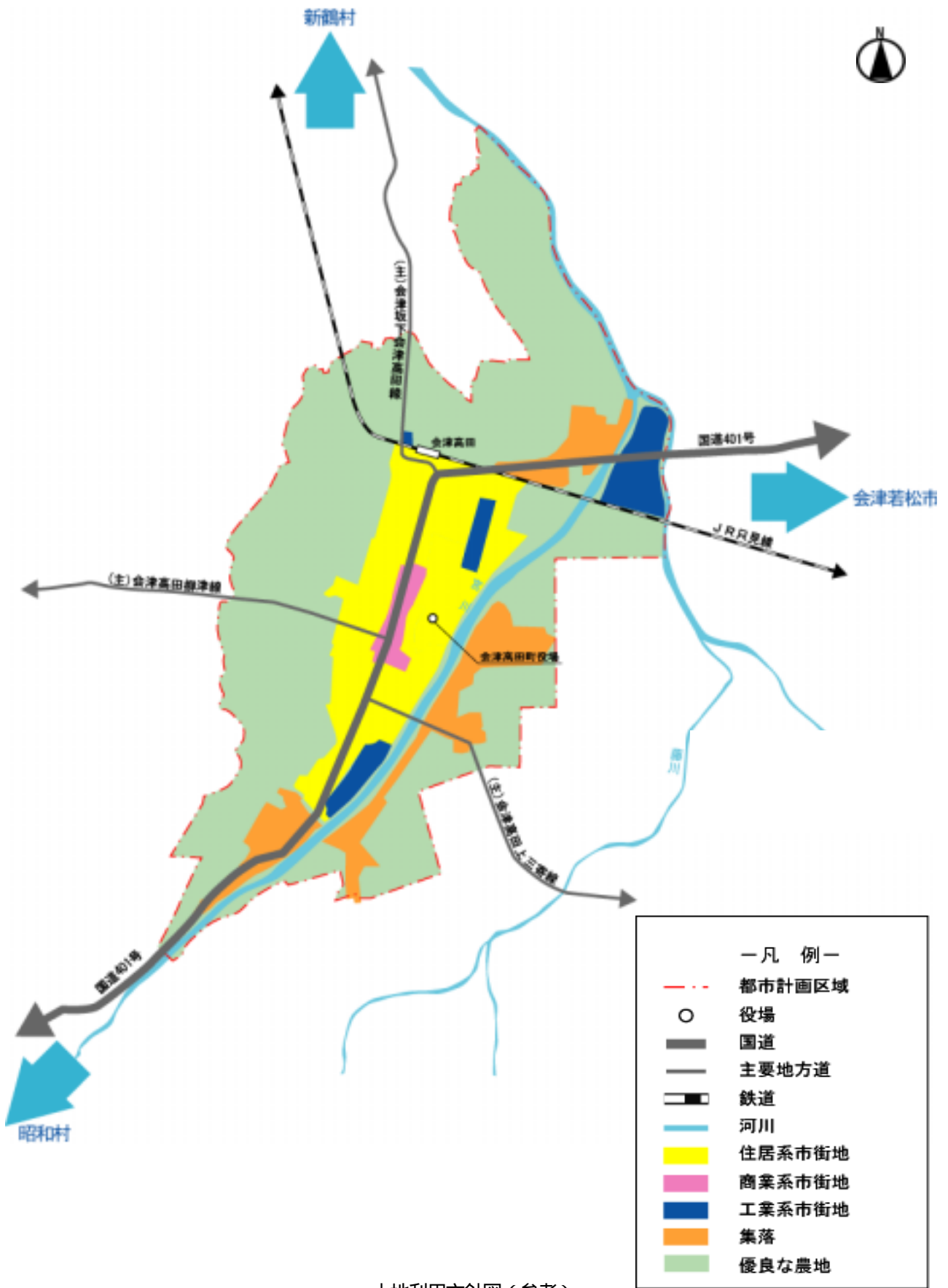
### 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の農地、河川などの良好な自然環境は、本区域の自然的景観を構成する重要な要素である。今後も無秩序な市街化を防止する観点からその保全に努める。

### 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

市街地内において、都市基盤の整備の立ち遅れなどにより、計画的な市街化が進行せず相当規模の未利用地が残存している地区については、土地区画整理事業等の市街地開発事業の検討や、地区計画等による計画的な都市的土地利用の実現を図る。

また、用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



土地利用方針図（参考）

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### 基本方針

磐越自動車道へのアクセス性を高める道路網の整備を推進し、会津若松市をはじめとする会津地域生活圏の各都市や圏域外の都市との連携・交流の強化を図る。特に、観光・交流機能として人・もの・情報の交流をさらに進めるために、磐越自動車道と一体となって広域的な連携・交流を促進する。

地域内の道路としては、市街地の求心力を高め、区域内の交流の促進と居住環境の保全が図れるよう、段階構成の図られた道路網の整備とネットワーク化を図る。

また、歩行空間については、景観等に配慮するとともに、全ての人が利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮し整備を図る。

#### 主要な施設の配置の方針

本区域の中央を走る一般国道 401 号を主要幹線道路として位置づけ、機能強化を図っていく。

また、整備が検討されている磐越自動車道の(仮)新鶴インターチェンジへの連絡道路として(主)会津坂下会津高田線を位置づける。

一般国道 401 号、(主)会津坂下会津高田線を区域の骨格道路とし、都市計画道路、都市計画道路以外の県道の強化を図り、段階構成が図られた地域内道路網を形成する。

#### 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

##### 【道路】

市町村名	路線名	備考
会津高田町	(都)文珠西赤留線	(主)会津高田柳津線

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 2) 下水道および河川

### 基本方針

#### ア．下水道

一級河川宮川などの水質保全と良好な生活環境の形成を図るため、公共下水道事業をはじめ、污水处理施設の整備を促進する。

市街地については、公共下水道事業により整備を進め、周辺農地に点在する集落地については農業集落排水事業等との役割分担のもとに、下水道施設の普及率の向上を図る。

#### イ．河川

河川については、治水の安全性を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、一級河川宮川の整備を推進する。さらに、河川空間における生態系の保全を図るため、河川景観に配慮した整備を行うとともに、水辺空間を地域住民の憩いの場として活用を図っていく。

### 主要な施設の配置方針

#### ア．下水道

本区域の下水道施設は、道路、その他の公共施設の整備状況や他事業との整合を図りながら処理区域からの下水を確実かつ効果的に集め、処理するように配置する。

終末処理施設は、処理区域からの下水量に対して必要な処理能力を有し、放流先及び周辺の土地利用の状況を勘案し、周辺環境との調和が図られるように配置する。

#### イ．河川

治水の安全性を確保し、地域住民の生活の安全を守るため、一級河川宮川の未整備区間の河川改修を推進する。

### 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### ア．下水道

種 別		名 称
公共下水道	単独	会津高田町公共下水道

#### イ．河川

種 別	名 称
一級河川	宮川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要が生じた場合は、用途地域等の土地利用や道路及び公園などの都市施設との総合性、一体性を確保しつつ、土地区画整理事業等の市街地開発事業の実施を検討する。

既成市街地内の住宅は、老朽公営住宅や木造密集住宅の更新を促進するとともに住宅密集地区の防災対策を含めた居住環境の整備を図る。また高齢者をはじめとする住民が住み続けられるための住宅・居住環境の改善と、子育て世代にも配慮した賃貸住宅の建設誘導を促進する。

本区域においては、このような観点の下、魅力ある住宅や需要に対応した住宅の供給及び地域の特色を活かした個性豊かな住宅の整備を促進し、「魅力あるまち」を創出する。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

本区域は、緑豊かな田園と数多くの社寺仏閣・史跡など、緑の資源や歴史的資産を有している。これらの貴重な緑や歴史的資産の保全を図る。

また、市街地においては、住宅地における緑化を積極的に促進するとともに、必要に応じて建物等の高さ制限等により、良好な街並み景観、豊かな自然景観の維持、形成を図ることを基本とする。

日常生活における地域住民の憩いやレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として市街地内における公園の整備を促進する。また、公園・緑地・史跡や河川空間と市街地とを有機的に連携し、水と緑のネットワークの形成を図る。

河川空間においては、生態系環境の保全を図りながら、親水性を確保し、レクリエーション活動の場としての活用を図る。

主に農地によって形づくられる田園風景は、郷土を代表する景観であるとともに地域の貴重な財産であるため、今後も保全する。

### 2) 主要な公園緑地の配置方針

#### 環境保全システムの配置方針

一級河川宮川等の河川空間は、動植物にとっての貴重な生息地であり、また、自然豊かな地域景観を構成していることから、その保全を図っていく。

#### レクリエーションシステムの配置方針

住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能を考慮しながら配置し、本区域の広域性あるいは地形上の特性などにより、誘致圏の整合がとれない地区においては、都市基幹公園の整備を検討することにより地区を越えた利用を図るものとする。

河川沿いの宮川いこいの河畔緑地公園や二本柳公園などのオープンスペースは、地域住民の憩いの場及びレクリエーション活動の場として積極的な活用を図る。

#### 防災システムの配置方針

市街地内における街区公園、社寺林、一級河川宮川等のオープンスペースについては、災害時の避難場所としての活用を図るとともに、今後も市街地内に公園や緑地等のオープンスペースの確保を積極的に図っていく。

### 景観構成システムの配置方針

本区域内に多くある社寺仏閣・史跡などの文化的遺産は地域の都市景観を特徴づける重要な構成要素であり、今後もその保全を図っていく。

また、市街地周辺の田園などの緑は、本区域の自然景観を形成する重要な要素である。市街地における身近な緑の創出のための積極的な緑化とともに、河川などの緑地と公園・その他緑地を結ぶ水と緑のネットワークを形成し、潤いのある空間の創造を図る。

### 3) 実現のための具体的な都市計画制度方針

都市公園施設として整備すべき緑地については、下表のとおりとする。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね500m四方に1箇所程度配置）
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置）
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置）

また、良好な自然的環境の保全等を図るため、風致地区の指定を検討するとともに、用途地域外の緑地等の保全に努める。